

～平成27年10月からスタート!～

掛金や給付額の算定基礎が変わります

— 時間外勤務が多い方、医師など諸手当が多い方は
掛金等が大きく変わることが見込まれます —

被用者年金制度の一元化に伴い、短期掛金（医療）・長期掛金（年金）など毎月の給料から控除されている共済掛金や、傷病手当金などの短期給付・老齢厚生年金（※）などの長期給付の算定の基礎が、現行の「手当率制」から厚生年金・健康保険や国家公務員共済と同じ「標準報酬制」に移行します。

※ 平成27年10月から公務員は厚生年金保険の適用となります。

Q1 手当率制と標準報酬制の違いはなに？

手当率制では、掛金は「給料月額」に「みなし手当」を加えた額に掛金率を乗じて算定されます。「みなし手当」は実際に支給される手当の多寡にかかわらず、一律に給料月額の25%（※1）を手当の額とみなして算定しています。

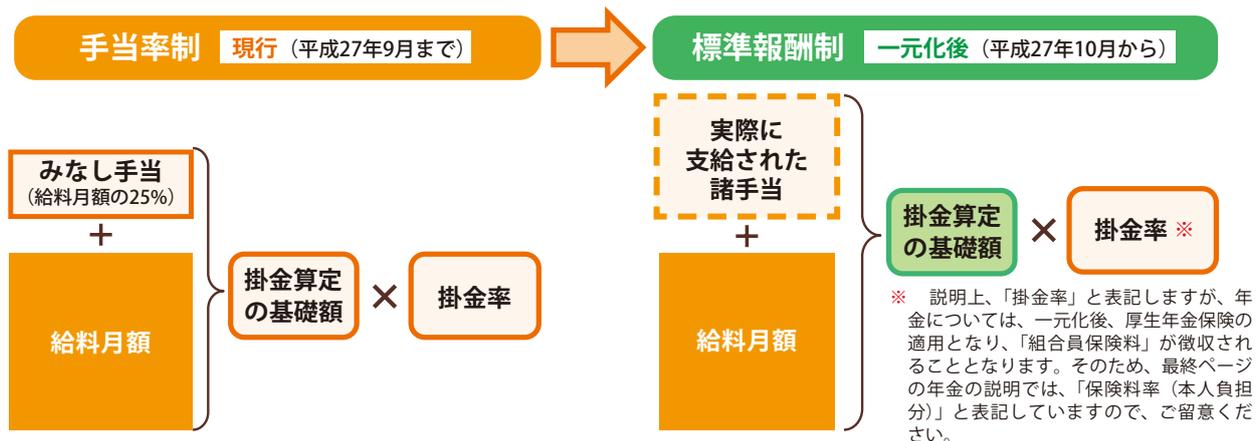
一方、標準報酬制では、「給料月額」に「実際に支給された手当」を加えた額を「報酬（※2）」と呼び、掛金はこの報酬の額に掛金率を乗じて算定されます。したがって、給料月額が同じ額でも諸手当の多寡により、個人ごとに掛金が変わります。

特に、時間外勤務が多い場合や医師など諸手当が多い場合は、掛金が大きく変わることが見込まれます。

※1 25%は、すべての地方公務員の給料月額に対する手当の割合の平均として法令で定められています。

※2 報酬には、原則として組合員が受ける給料月額、地域手当、扶養手当、通勤手当等の諸手当のすべてを含むものとされています。

なお、期末・勤勉手当に係る掛金については、引き続き支給額を基に算定されます。



Q2 標準報酬制とは、どのような仕組みなの？

標準報酬制では、毎年1回、4月から6月までの組合員の受ける報酬（給料月額+実際に支給された諸手当）の3か月の平均額を標準報酬等級表に当てはめ、標準報酬月額を決定します。

決定した標準報酬月額は、その年の9月から翌年の8月まで、原則、掛金や給付額の算定の基礎となります。ただし、昇給・昇格などに伴い、報酬が大幅に変動した場合や、育児休業終了後に育児短時間勤務等により報酬が低下した場合は、標準報酬月額が改定されます（随時改定、育児休業等終了時改定など）。



制度移行時の標準報酬月額については、平成27年6月の報酬により決定します。

標準報酬		報酬月額
等級	月額	
...
22	380,000円	370,000円以上 395,000円未満
23	410,000円	395,000円以上 425,000円未満
24	440,000円	425,000円以上 455,000円未満
25	470,000円	455,000円以上 485,000円未満
...

標準報酬月額 × 掛金率 = 掛金額

Q3 掛金はどのように変わるの？

次のモデルケースのように、給料月額が同じ額でも諸手当の多寡により、個人ごとに掛金が変わります。以下、月額ベースで例示します。(平成27年4月時点の掛金率により掛金額を算定)

【ケース1】扶養する家族がなく、時間外勤務が少ない場合[給料月額:312,000円/標準報酬月額:360,000円]

(単位:円)				(単位:円)						
給料月額	扶養手当	地域手当 (6%)	通勤手当		短期掛金 (医療)	福祉掛金	介護掛金	長期掛金 (年金)	年金払い ^(※) 退職給付掛金	合計
312,000		18,720	10,000	手当率制 (~H27.9)	掛金率 60.23%	1.48%	6.65%	107.9875%	—	176.3475%
	初任給 調整手当	その他の 手当	計	掛金額	18,791	461	2,074	33,692	—	55,018
10,000		10,000	360,720	標準報酬制 (H27.10~)	掛金率 48.18%	1.18%	5.32%	86.39%	7.5%	148.57%
				掛金額	17,344	424	1,915	31,100	2,700	53,483
				増減額	▲1,447	▲37	▲159	▲2,592	2,700	▲1,535

【ケース2】地域手当支給率が高く、時間外勤務が多い場合[給料月額:312,000円/標準報酬月額:440,000円]

(単位:円)				(単位:円)						
給料月額	扶養手当	地域手当 (15%)	通勤手当		短期掛金 (医療)	福祉掛金	介護掛金	長期掛金 (年金)	年金払い ^(※) 退職給付掛金	合計
312,000		46,800	10,000	手当率制 (~H27.9)	掛金率 60.23%	1.48%	6.65%	107.9875%	—	176.3475%
	初任給 調整手当	その他の 手当	計	掛金額	18,791	461	2,074	33,692	—	55,018
70,000		10,000	448,800	標準報酬制 (H27.10~)	掛金率 48.18%	1.18%	5.32%	86.39%	7.5%	148.57%
				掛金額	21,199	519	2,340	38,011	3,300	65,369
				増減額	2,408	58	266	4,319	3,300	10,351

【ケース3】医師(扶養配偶者あり)など諸手当が多い場合[給料月額:312,000円/標準報酬月額:710,000円(年金は62万円)]

(単位:円)				(単位:円)						
給料月額	扶養手当	地域手当	通勤手当		短期掛金 (医療)	福祉掛金	介護掛金	長期掛金 (年金)	年金払い ^(※) 退職給付掛金	合計
312,000	13,000		10,000	手当率制 (~H27.9)	掛金率 60.23%	1.48%	6.65%	107.9875%	—	176.3475%
	初任給 調整手当	その他の 手当	計	掛金額	18,791	461	2,074	33,692	—	55,018
50,000	306,000	10,000	701,000	標準報酬制 (H27.10~)	掛金率 48.18%	1.18%	5.32%	86.39%	7.5%	148.57%
				掛金額	34,207	837	3,777	53,561	4,650	97,032
				増減額	15,416	376	1,703	19,869	4,650	42,014

※ 年金払い退職給付の掛金率と負担金率の合計は15%を超えない範囲で、地方公務員共済組合連合会の定款で定められることになっています。掛金と負担金は折半のため、掛金率は7.5%が上限となります。(詳細は最終ページをご覧ください。)

Q4 共済組合からの給付額はどのように変わるの？

長期給付(年金)

平成27年10月以降の毎月の給料記録が給料月額から標準報酬月額に変わり、同月以降の老齢厚生年金などの給付額の算定の基礎となります。

また、3歳未満の子を養育している組合員が、育児休業や産前産後休業の終了後、育児短時間勤務や育児部分休業等により養育期間前の標準報酬月額を下回る場合には、共済組合に申し出ることにより、年金の算定の基礎が養育期間前の高い標準報酬月額となります。なお、この特例は、短期給付の算定の基礎となる標準報酬日額等には適用されません。

短期給付(医療)

次の給付の算定の基礎について、標準報酬の日額又は標準報酬の月額に変わります。

給付	給付額	
	手当率制 (~平成27年9月)	標準報酬制 (平成27年10月~)
傷病手当金及び傷病手当金附加金	[給料日額 × 1.25] × 2 / 3	[標準報酬日額] × 2 / 3
出産手当金	[給料日額 × 1.25] × 2 / 3	[標準報酬日額] × 2 / 3
休業手当金	[給料日額] × 60 / 100	[標準報酬日額] × 50 / 100
育児休業手当金	①育児休業開始から180日に達するまでの間 [給料日額 × 1.25] × 67 / 100	①育児休業開始から180日に達するまでの間 [標準報酬日額] × 67 / 100
	②残りの期間 [給料日額 × 1.25] × 50 / 100	②残りの期間 [標準報酬日額] × 50 / 100
介護休業手当金	[給料日額 × 1.25] × 40 / 100	[標準報酬日額] × 40 / 100
弔慰金	[給料の1月分に相当する金額 × 1.25]	[標準報酬月額]
家族弔慰金	[給料の1月分に相当する金額 × 1.25] × 70 / 100	[標準報酬月額] × 70 / 100
災害見舞金	[地共済法別表第1に定める月数を給料に乗じて得た金額 × 1.25]	[地共済法別表に定める月数を標準報酬月額に乗じて得た金額]

標準報酬制への移行により 掛金がどれくらい変わるか試算してみましょう。



平成27年4月中旬に、当組合ホームページに、標準報酬月額・等級及び各種掛金額が試算できる計算シートを掲載しますので、ぜひお試しください。

ご自身の給与明細の額を記入してください

給料月額	円	給料月額 (a)
給料の調整額	円	
給料の特別調整額 (管理職手当)	円	
初任給調整手当	円	
地域手当	円	
扶養手当	円	
住居手当	円	
単身赴任手当	円	
通勤手当	円	
時間外勤務手当	円	
休日勤務手当	円	
夜間勤務手当	円	
宿日直手当	円	
寒冷地手当	円	
その他の手当	円	
支給額計	円	報酬月額

【手順】

- STEP 1 給与明細を見ながら金額を記入
- STEP 2 通勤手当の支給額を支給対象月数で除した額を記入
- STEP 3 一年間の寒冷地手当の総額を12で除した額を記入
- STEP 4 給料月額と給料の調整額を合算した「給料月額(a)」により現行の手当率制における掛金を算定
- STEP 5 支給額計の「報酬月額」を標準報酬等級表に当てはめて得られた「標準報酬月額(b)」により標準報酬制における掛金を算定

手当率制 (平成27年9月まで)

掛金の標準となる給料月額	円 (a)
算定式：給料月額 (a) × 掛金率(手当率1.25を含む) (c) = 掛金額	
掛金率(千分率) (c)	掛金額
短期掛金 (医療)	60.23‰ 円
福祉掛金	1.48‰ 円
介護掛金	6.65‰ 円
長期掛金 (年金)	107.9875‰ 円
合計	176.3475‰ 円

※短期掛金と福祉掛金を合算して徴収している場合があります。

標準報酬制 (平成27年10月から)

標準報酬月額	円 (b)
算定式：標準報酬月額 (b) × 掛金率 (d)	
掛金率(千分率) (d)	掛金額
短期掛金 (医療)	48.18‰ 円
福祉掛金	1.18‰ 円
介護掛金	5.32‰ 円
長期掛金 (年金)	86.39‰ 円
年金払い退職給付掛金	7.5‰ 円
合計	148.57‰ 円

【留意事項】

- ・平成27年10月の標準報酬月額は、原則として同年6月の報酬に基づき決定します。
- ・計算結果はあくまで目安であり、実際の徴収額とは異なる場合があります。

◆標準報酬等級表◆

標準報酬等級			標準報酬月額 (b)	報酬月額		
短期給付 (介護・福祉)	長期給付			以上	～	未満
		厚生年金 保険給付	年金払い 退職給付	(円)		
1	1	1	98,000	～	101,000	
2	2	2	104,000	101,000	～ 107,000	
3	3	3	110,000	107,000	～ 114,000	
4	4	4	118,000	114,000	～ 122,000	
5	5	5	126,000	122,000	～ 130,000	
6	6	6	134,000	130,000	～ 138,000	
7	7	7	142,000	138,000	～ 146,000	
8	8	8	150,000	146,000	～ 155,000	
9	9	9	160,000	155,000	～ 165,000	
10	10	10	170,000	165,000	～ 175,000	
11	11	11	180,000	175,000	～ 185,000	
12	12	12	190,000	185,000	～ 195,000	
13	13	13	200,000	195,000	～ 210,000	
14	14	14	220,000	210,000	～ 230,000	
15	15	15	240,000	230,000	～ 250,000	
16	16	16	260,000	250,000	～ 270,000	
17	17	17	280,000	270,000	～ 290,000	
18	18	18	300,000	290,000	～ 310,000	
19	19	19	320,000	310,000	～ 330,000	
20	20	20	340,000	330,000	～ 350,000	
21	21	21	360,000	350,000	～ 370,000	
22	22	22	380,000	370,000	～ 395,000	
23	23	23	410,000	395,000	～ 425,000	
24	24	24	440,000	425,000	～ 455,000	
25	25	25	470,000	455,000	～ 485,000	
26	26	26	500,000	485,000	～ 515,000	
27	27	27	530,000	515,000	～ 545,000	
28	28	28	560,000	545,000	～ 575,000	
29	29	29	590,000	575,000	～ 605,000	
30	30	30	620,000	605,000	～ 635,000	
31			650,000	635,000	～ 665,000	
32			680,000	665,000	～ 695,000	
33			710,000	695,000	～ 730,000	
34			750,000	730,000	～ 770,000	
35			790,000	770,000	～ 810,000	
36			830,000	810,000	～ 855,000	
37			880,000	855,000	～ 905,000	
38			930,000	905,000	～ 955,000	
39			980,000	955,000	～ 1,005,000	
40			1,030,000	1,005,000	～ 1,055,000	
41			1,090,000	1,055,000	～ 1,115,000	
42			1,150,000	1,115,000	～ 1,175,000	
43			1,210,000	1,175,000	～	

短期給付と長期給付とでは、適用する標準報酬の上限が異なります。

◆お知らせ◆

平成27年9月に、当組合から、組合員の皆様お一人ずつに、標準報酬月額・等級や掛金額 (短期・福祉・介護・長期・年金払い退職給付) の試算結果をお知らせする予定です。

なお、この試算結果はあくまで目安であり、実際の徴収額とは異なる場合があります。

決定された標準報酬月額等については、別途、給与明細や通知等によりお知らせします。



年金払い退職給付が創設されます

共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として、平成27年10月から「年金払い退職給付」が創設されます。年金払い退職給付は地方公務員の退職給付の一部として設けられるもので、「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3種類の給付があります。

掛金は標準報酬月額及び標準期末手当等の額を基に算定されます。

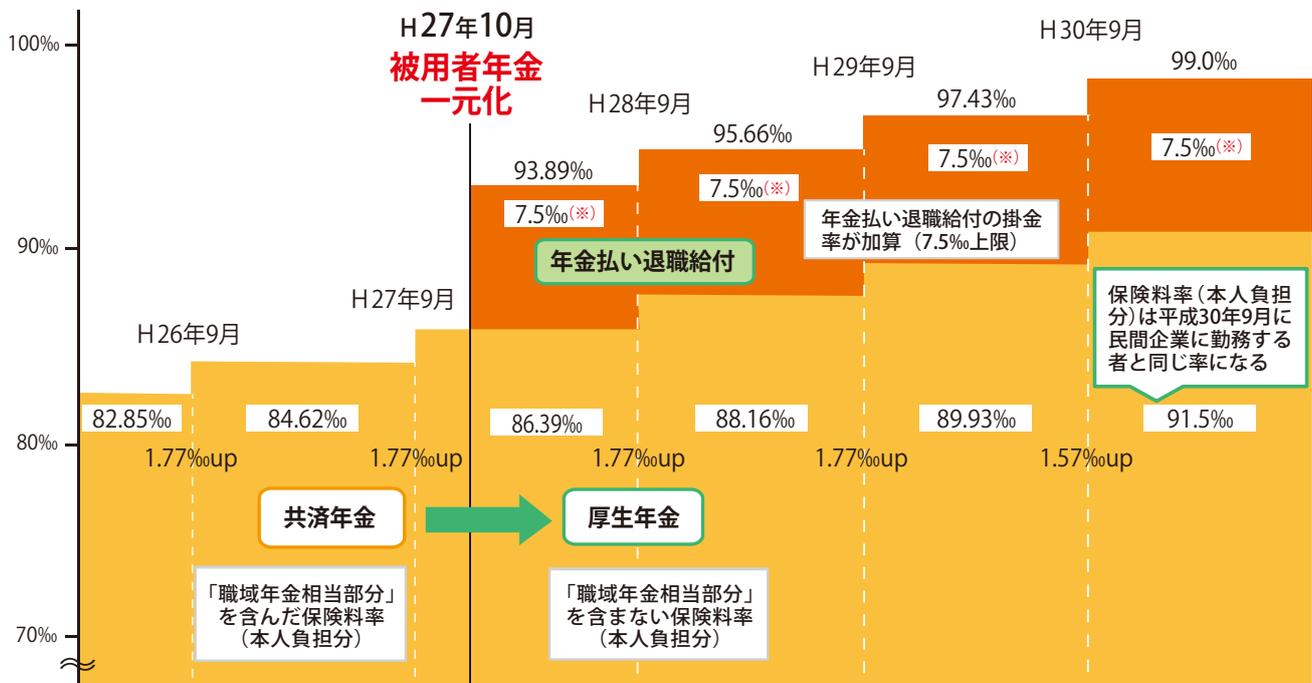
年金払い退職給付の概要

- 半分は有期年金、半分は終身年金（65歳から支給（60歳から繰上げ可能））。
- 有期年金は、10年又は20年どちらかの支給期間を選択（一時金の選択も可能）。
- 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余分は遺族に一時金として支給。
- 財政運営は積立方式。給付設計はキャッシュバランス方式（※）とし、保険料の追加拠出リスクを抑制。
 - ※ キャッシュバランス方式は、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金との乖離を抑制する仕組み。
- 公務に基づく負傷又は病気により障がいの状態になった場合や死亡した場合に、公務障害・遺族年金を支給（通勤災害は対象外）。
- 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置がある。
- 平成27年10月以降の組合員期間について適用。

被用者年金制度一元化に伴う年金の保険料率の引上げスケジュール

公務員の年金の保険料率（本人負担分）は、下図（薄い網掛け部分）のように平成30年9月までに民間企業に勤務する者の厚生年金の保険料率（本人負担分）と同じ率（上限）となるよう段階的に引き上げられます。

また、平成27年10月の被用者年金制度の一元化後は、新たな「年金払い退職給付」の掛金率が下図（濃い網掛け部分）のように加算されます（上限7.5%）。



※ 年金払い退職給付の掛金率と負担金率の合計は15%を超えない範囲で、地方公務員共済組合連合会の定款で定められています。掛金と負担金は折半のため、掛金率は7.5%が上限となります。

◆ 標準報酬制・年金払い退職給付等の詳細につきましては、各支部の担当者までお問い合わせください。